

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の5年経過見直し案

(1) 独自基準

	国基準 (要約)	市独自基準	見直し後																			
①	<p>職員の数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満2歳以上満3歳未満</td> <td rowspan="2">おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満2歳未満</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳以上満2歳未満	満1歳未満	おおむね3人につき1人	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>27人につき1人</td> </tr> <tr> <td>18人につき1人</td> </tr> <tr> <td>5.2人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4.5人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2.57人につき1人</td> </tr> </table>	27人につき1人	18人につき1人	5.2人につき1人	4.5人につき1人	2.57人につき1人	<p>改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>おおむね27人につき1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね18人につき1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね5.2人につき1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね4.5人につき1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね2.57人につき1人</td> </tr> </table>	おおむね27人につき1人	おおむね18人につき1人	おおむね5.2人につき1人	おおむね4.5人につき1人	おおむね2.57人につき1人
満4歳以上	おおむね30人につき1人																					
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人																					
満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																					
満1歳以上満2歳未満																						
満1歳未満	おおむね3人につき1人																					
27人につき1人																						
18人につき1人																						
5.2人につき1人																						
4.5人につき1人																						
2.57人につき1人																						
おおむね27人につき1人																						
おおむね18人につき1人																						
おおむね5.2人につき1人																						
おおむね4.5人につき1人																						
おおむね2.57人につき1人																						
②	一定の要件を満たす場合、満3歳以上の園児の食事について、外部搬入を可とする。	原則、自園調理	継続																			
③	<p>次の設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室</p>	<p>放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室、<u>調乳室、浴室、相談室、駐車場</u></p>	継続																			
④	必要となる職員が1人となる時間帯に職員のうち1人は有資格者でなくてもよいとするなどの職員資格等に関する特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。	継続																			
⑤	<p>乳児室の面積</p> <p>満2歳未満の園児1人×<u>1.65㎡</u></p>	満2歳未満の園児1人× <u>1.65㎡</u>	<p>改正</p> <p>満2歳未満の園児1人×<u>3.3㎡</u></p>																			

(2) 国基準の改正に対して市基準条例を改正していない規定

なし

(3) 国基準の改正が予定されている規定

	国基準（要約）	見直し後
①	建築基準法の一部改正により、耐火建築物に適合しなければならない建築物から、3階建てで200㎡未満のものが除かれることとなったが、保育室等を3階に設ける幼保連携型認定こども園の建物は、これまで同様、耐火建築物でなければならないこととする。	国基準どおり

(4) 5年間で期限が到来する経過措置

	国基準（要約）	見直し後
①	みなし幼保連携型認定こども園（改正前認定こども園法によるもの）の職員配置等については、従前どおりとする。（本市は該当なし） 国の方向性 延長しない	国基準どおり